

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年1月30日 07時40分ごろ
発生場所	岩手県釜石市 両石漁港東方沖 両石湾中根灯標から真方位090° 3.2海里（M）付近 （概位 北緯39° 18.2′ 東経141° 58.2′）
事故の概要	漁船第十一箱崎丸は、定置網の撤去作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一箱崎丸、19トン IT2-6025（漁船登録番号）、釜石東部漁業協同組合 22.00m（Lr）×5.28m×1.74m、FRP ディーゼル機関、610kW（動力漁船登録票による）、平成24年10月10日
乗組員等に関する情報	船長 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年2月27日 免許証交付日 令和2年6月15日 （令和8年2月26日まで有効） 乗組員A 50歳 乗組員B 37歳
死傷者等	軽傷 1人（乗組員B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約1.3m
事故の経過	本船は、船長、乗組員A及び乗組員Bほか4人が乗り組み、定置網を撤去する目的で、船尾から船外機船をえい航し、令和4年1月30日07時00分ごろ、僚船1隻と共に両石漁港を出航した。 本船は、側張り（定置網の骨組みとなる綱）と側張りを固定する土俵及び側張りを海面上に支える台と呼ばれる大型浮きだけとなった定置網の南側に到着した。 本船は、南側の側張りを撤去する目的で、定置網の東側にある台に

仮ロープを取り付けた後、船外機船に乗組員A及び乗組員Bが乗り組み、船外機船が仮ロープを伸ばしながら定置網の西側にある台まで移動した後、船外機船から仮ロープを受け取った。

本船は、船長ほか乗組員4人が右舷側で台に接続された索に仮ロープを繋ぐ作業を行っており、船外機船が本船に仮ロープを渡した後に本船の左舷側に横着けをしようとしたが、左舷側に船外機船の係留索を受け取るはずの乗組員はいなかった。

乗組員Bは、船外機船が本船の左舷中央部付近に接近した際、船外機船の船首側の係留索を持って本船に乗り移り、本船左舷側のボラードに同索を係止し、船尾側の係留索を取ろうと船尾側に移動した。

(図1、写真1、写真2参照)

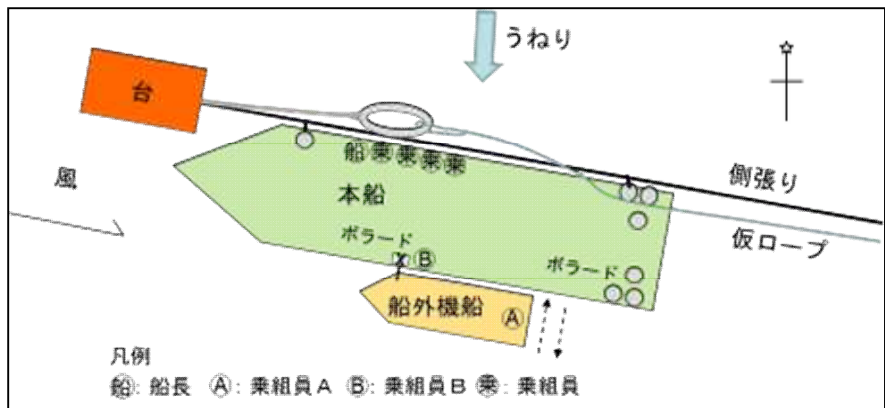


図1 船外機船が本船左舷側に横着けをした状況



写真1 本船左舷側に船外機船の係留索を係止した場所



写真2 左舷船尾部ボラードの位置

乗組員Bは、乗組員Aが船外機船の機関を停止して船外機船から投げた船尾側の係留索を受け取り、船外機船船尾近くの本船左舷舷縁下側の棒状の金物に係止した後、うねりによる動揺があったので、体を支えようとして本船左舷舷縁に左手を置いた。

乗組員Bは、船外機船が北方からのうねりにより上下動し、07時40分ごろ、本船左舷舷縁と船外機船船尾側の係留索の間に左手環指が挟まれた。(図2参照)



図2 乗組員Bの左手が本船左舷舷縁と係留索との間に挟まれた状況

乗組員Bは、本船右舷側で作業をしていた船長に左手環指を負傷したことを伝え、船外機船に乗り移り、乗組員Aが船外機船を操船して釜石市桑ノ浜漁港に入港した。

船長は、定置網の撤去作業を行っていた僚船に乗船中の作業指揮者に本事故が発生した旨を伝え、作業指揮者は携帯電話で所属の漁業協

	<p>同組合に本事故の発生を連絡し、同組合が119番通報を行った。</p> <p>乗組員Bは、来援した救急車で釜石市内の病院に搬送され、左環指デグロービング損傷*1等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真3 本船の同型船、写真4 船外機船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、船長として約15年の経験を有し、また、底引き網漁は約31年の経験を有していた。</p> <p>乗組員Bは、約18年の底引き網漁の経験を有していた。</p> <p>乗組員Bは、本事故当時、船外機船船尾側の係留索を本船左舷舷縁下の棒状の金物に係止し、体を支えようとして本船左舷舷縁の上に左手の指を3本置いた際、船外機船船尾側の係留索が左手環指の上に乗り、うねりにより船外機船が下方に動いた時に左手環指が負傷したと本事故後に思った。</p> <p>乗組員Bは、ふだんから船外機船を本船に横着けをする際、船外機船船尾側の係留索を本船舷縁下の棒状の金物に係止していた。</p> <p>船長及び乗組員Bは、本事故当時、カッパの上下、ゴム手袋、ゴム長靴、ヘルメット及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、左舷船尾部に3本のボラードが設置されていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり <p>本船は、両石漁港東方沖において、北方からのうねりがある状況下、乗組員Bが、本船舷縁下の棒状の金物に船外機船船尾側の係留索に係止したところ、うねりによる船体動揺があったことから、体を支えようとして左舷舷縁に左手を置いた際、船外機船が上下動し、乗組員Bの左手環指が、本船左舷舷縁と同係留索との間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、両石漁港東方沖において、北方からのうねりがある状況下、乗組員Bが、本船舷縁下の棒状の金物に船外機船船尾側の係留索に係止したところ、うねりによる船体動揺があったため、体を支えようとして左舷舷縁に左手を置いた際、船外機船が上下動し、乗組員Bの左手環指が、本船左舷舷縁と同係留索との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗組員は、気象及び海象に応じた作業船の係留場所を事前に検討し、作業船を横着けする際、張力のかかる係留索と船体との間に

*1 「デグロービング損傷」とは、回転しているローラやベルトに前腕や手を巻き込まれ、あるレベル以遠の皮膚が手袋を脱ぐように全周性に剝脱される損傷をいう。

体が入らないよう十分に留意して係留索をボラードに係止すること。

付図1 事故発生場所概略図

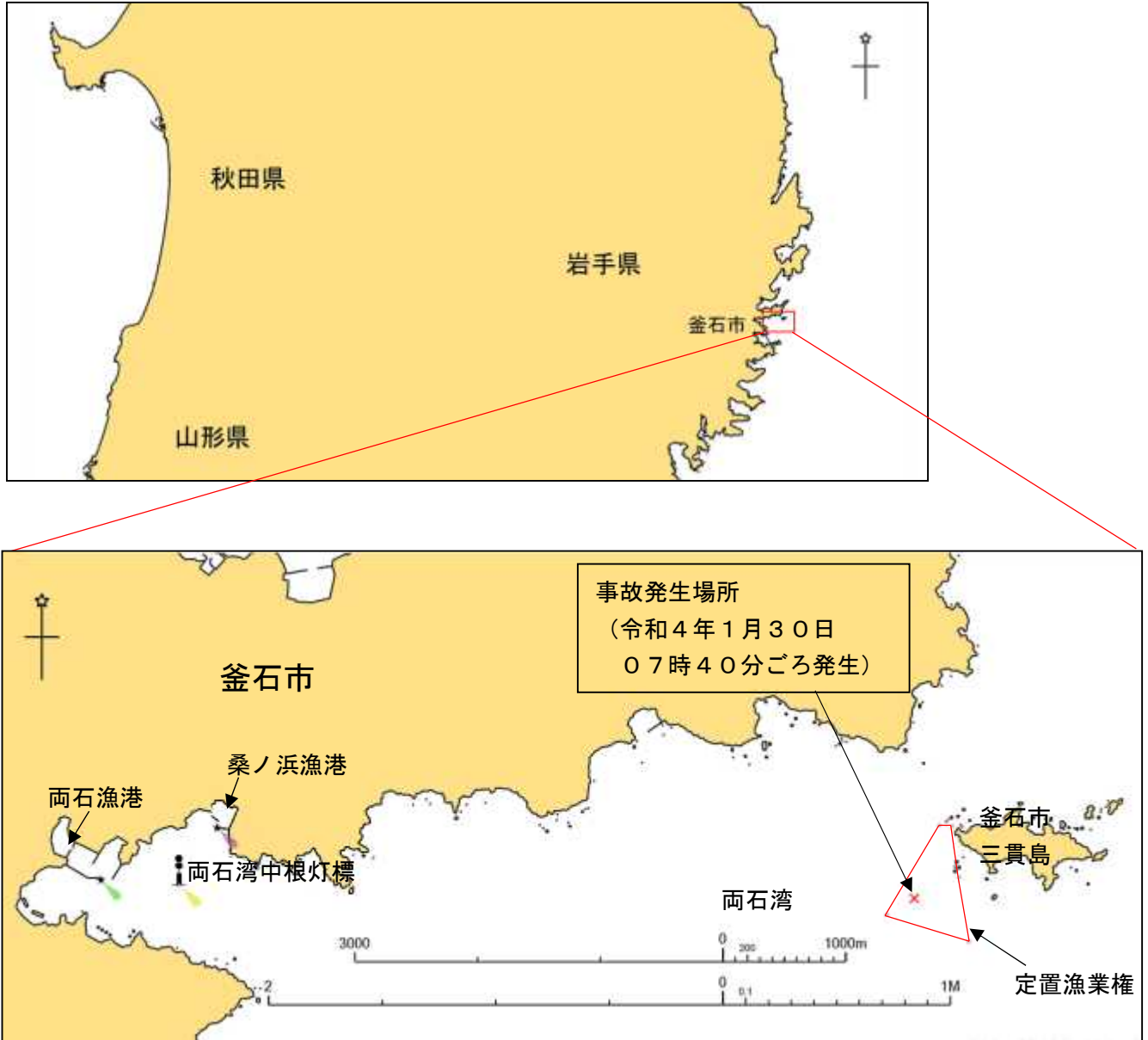


写真3 本船の同型船



写真4 船外機船

